

委員会提出議案第3号

乳腺呼吸器外科の常勤医師派遣を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成31年3月22日 提 出

提出者 文教厚生委員会

委員長 小 林 弘

乳腺呼吸器外科の常勤医師派遣を求める意見書

和歌山県立医科大学の平成 31 年 4 月 1 日付け医師人事異動において、橋本市民病院に在籍している乳腺呼吸器外科 2 名（呼吸器外科 1 名、乳腺外科 1 名）が異動となり、橋本市民病院の乳腺呼吸器外科常勤医師が不在となることになった。

橋本市民病院は、平成 19 年 1 月に「地域がん診療連携拠点病院」としての指定を受け、がん治療において、手術、がん薬物療法、放射線治療をはじめ、がん検診の実施など、がん患者だけでなく、地域の人々の健康管理の一翼を担ってきた。がん登録者件数では、直近 3 カ年平均が 562 件、うち乳腺呼吸器系は 117 件（20.82%）となっており、これだけ多くのがん患者が毎年、新規に登録されている。さらに、入院・外来においても、乳腺呼吸器外科の患者のうち、がん患者は、外来の直近 3 カ年平均が 71.72%、入院の直近 3 カ年平均が 65.34% と非常に高い割合を占めており、橋本市民病院において乳腺呼吸器外科常勤医師が不在となることによる影響は、極めて大きく、深刻な問題である。特に、ご高齢の患者にとっては、遠方の病院に通院・入院しなければならないことは、身体的にも、精神的にも、金銭的にも負担が大きいものとする。

今回、橋本市民病院がん患者会さくらの会より、橋本市議会に対し、「橋本市民病院乳腺呼吸器外科の診療体制に係る要望書」が提出され、がん患者から命の訴えが届いている。がん罹患された患者は、日々の治療の中で、「死」と向き合い、完治しても再発への不安を抱えながら予後を送ることになる。身近にいつでも相談することができる専門医師がいることは、がん患者やその他乳腺呼吸器系疾患を持つ患者にとっては、心強く、安心した生活に繋がるものとする。

全国的にも医師の地域偏在、診療科偏在が問題となるなか、今回、橋本市民病院の乳腺呼吸器外科常勤医師が不在となることについて、今まさに患者からの切なる声や地域の実情等を十分に踏まえ、地域住民が安心して医療を受けられるよう、乳腺呼吸器外科の常勤医師派遣を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日
橋本市議会

（提出先）和歌山県知事